農業

4分の3事業が**継続**されることになりました。

まずはぜひご相談ください！

なりわい農業（販売を目的とした農業）に要する農機・施設等の導入等を支援する「原子力被災12市町村農業者支援事業（県直接補助）」（※通称4分の3事業）は令和2年度で終了の予定でしたが、令和3年度も継続されることとなりました。

この事業の申請受付は最大年4回で、1回目の受付は2月に終了しています。農機具の納品までには期間を要しますので、営農開始を予定している方は期間に余裕をもって、見積書とカタログをご準備の上、農政第一係までご相談ください。

問 産業振興課農政第一係
☎ 0244-42-1621

営農再開、新規就農をお考えの方は、必ず事前に相談を。

●**豆類・エゴマ作付け**の**届け出**は3月12日まで。

令和3年に豆類(大豆、青ばた、黒豆、小豆)およびエゴマの作付けをする圃場は、作付け前に土壌のカリ含有量検査を行う必要があります。令和3年に村内で作付けする予定があり、まだ届け出をしていない方は、3月12 日までに、農政第二係まで届け出をしてください。

問 産業振興課農政第二係
☎ 0244-42-1625

住宅解体

東日本大震災において、居住していた住宅を解体（一部解体を除く）した場合、被災者生活再建支援金を申請することができます。なお、過去に申請された方は除きます。申請期間が延長され、令和4年4月10日までとなっています。

問 住民課税務係
☎ 0244-42-1615

野焼き

これまで野焼きの実施時期を、「3月中旬から5月上旬」としていましたが、令和3年度からは、地域の合意があれば、いつでも実施できるようになりました。計画は、行政区内で取りまとめ、実施日の7日前までに、区長が産業振興課まで届け出てください。また、実施日当日に、必ず消防飯舘分署に連絡してください。日程の変更や中止の場合も、飯舘分署に連絡してください。野焼きを実施できる条件は、従来と変わりません。住民合意のもと、火災予防を徹底して実施してください。

問 産業振興課農政第二係
☎ 0244-42-1625

問 消防飯舘分署
☎ 0244-42-0119

郵便物の転送

村内に住所を有したままで、村外に避難中または住んでいる方は、郵便局で郵便物の転送手続きを行ってください。村や県、国からの重要な文書は、住所地に郵送されます。郵便局での転送期間は申請から1年間で、期限が切れると転送されません。帰村した方についても、転送届が必要な場合があります。現状が不明な場合は、郵便局でご確認ください。

ふるさと帰還通行カード

原発事故の警戒区域等に居住していた人の一時帰宅等の支援を目的に高速道路の無料措置を行っている「ふるさと帰還通行カード」は、令和3年3月31日が有効期限となっています。それ以降の制度延長については、国の方針が確定されていないため、事業主体のNEXCO東日本でも把握できていない状況です（2月24日現在）。延長または終了の情報が入り次第、お知らせ版等で周知します。

問 住民課住民係
☎ 0244-42-1618

春の節目で変わる制度を中心に

暮らしの情報をお知らせします

年度替わりに向けた「暮らし」のお知らせを、まとめました。変更点の確認に、お役立てください。詳細情報の問い合わせ先も、合わせてお知らせします。

税金

平成23年度から減免が続いてきた**固定資産税（土地・家屋分）**が、**令和3年度から課税**となります。

令和2年度は固定資産のうち償却資産分のみの課税でしたが、令和3年度からは、長泥行政区を除いて、土地・家屋・償却資産分すべて課税となります。令和3年5月に課税明細書兼納入通知書を送付いたしますので、内容のご確認をお願いします。

また、平成30年から実施してきた村内の現況調査の結果について、令和2年10月に各納税義務者へ通知しています、この調査を反映したものが、令和3年度の固定資産税となります。

●宅地上に建物がない場合→**雑種地**として課税
●宅地上に建物がある場合→**宅地**として課税

※申告相談の期間が延長されています。詳しい内容については、同封のお知らせ版をご覧ください。

納税や各種料金の支払いに、口座振替が利用できます。届け出用紙は村内金融機関にあります。届け出には通帳の届け出印が必要です。詳しくは住民課税務係にお問い合わせください。

問 住民課税務係
☎ 0244-42-1615

国民健康保険等

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の**一部負担金免除期間**が**延長**になりました。

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険に係る一部負担金免除の期間が延長になりました。対象の皆さんには、改めて、3月1日以降の一部負担金免除証明書を送付しています。ご確認をお願いします。

また国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険に係る保険税・保険料についても、昨年に引き続き、帰還困難区域と上位所得層を除いて、減免が延長になりました。

問 住民課住民係（国民健康保険・後期高齢者医療）
☎ 0244-42-1618

問 健康福祉課福祉係（介護保険）
☎ 0244-42-1633